

投資情報

外貨登記に対する手続の簡素化及び会社法の内容改正を反映

～匯発[2015]13号の施行～

2015年2月13日付け公布「直接投資外貨管理政策の更なる簡素化及び改善に関する通知」(匯発[2015]139号、以下“139号通知”と表記)が同年6月1日より施行され、外貨管理手続の更なる簡素化が図られています。139号通知は、2012年以降「直接投資外貨管理政策の更なる改善及び調整に関する通知」(以下“匯発[2012]59号”と表記)及び「外債登記管理弁法」(以下“匯発[2013]19号”と表記)により、資本取引における規制緩和及び手続の簡素化を一段と進めたものとなっています。

139号通知は、本則と付属文書「直接投資外貨業務操作ガイドライン」(以下“直接投資ガイドライン”と表記)から構成されています。直接投資ガイドラインは匯発[2013]19号の付属文書「国内直接投資業務操作ガイドライン」を踏襲しつつも、139号通知による外貨管理手続の更なる簡素化及び2014年3月施行の改正「会社法」の改訂内容を反映したものとなっています。すなわち、外貨管理局による審査・認可から銀行での審査への変更と、出資検証や外貨年度報告制度など2014年3月1日施行の改正「会社法」による授權登録資本金制度¹の導入に伴う変更を反映しています。

139号通知による主要な変更点としては、

- (1) 外貨登記時の手続の簡素化
- (2) 対中直接投資時の外国投資者の出資確認登記の簡素化
- (3) 外貨年度報告の取消及び權益登記への変更
- (4) 国外再投資外貨届出の取消

の4点が挙げられます。上記(1)と(4)は外貨管理手続の更なる簡素化を意図し、また上記(2)と(3)は改正「会社法」との整合を図ったものです。

本稿では、この中でも特に日系企業に関連のある上記(1)から(3)について、その詳細を説明します。

¹ 授權登録資本金制度とは、将来払込む予定の資本金総額、出資方式、出資期限等を定款に記載し、登記するもの。参照資料：トーマツ チャイナ ニュース Vol.134号(2014年1月)、Vol.136号(2014年3月)。

1. 139号通知の概要

(1) 外貨登記時の手続の簡素化

従来、外商投資企業の設立時、営業許可証の取得後に、外貨登記²をする際には外貨管理局の審査・認可が要求されていました。これまで企業は設立認可の取得に加え、所在地の外貨管理局で外貨登記を実施後に銀行での各種外貨口座の開設が認められました。しかし、139号通知の施行後は、外貨管理局に代わり銀行が外貨登記の審査及び登記手続を行います。

これにより、外商投資企業の設立時には、外貨口座の開設まで全て外貨管理局での審査・認可が不要となり、銀行での手続で完結することとなります。なお、外商投資企業の設立準備口座となる、外貨前期費用口座は、2013年5月に施行された匯発[2013]19号により、既に銀行での手続のみで開設が可能となっています。

【外貨登記時の手続の変更点(変更箇所を下線にて表示)】

	2015年5月31日まで(匯発[2013]19号)	2015年6月1日以降(139号通知)
審査機関	外貨管理局	銀行 (但し、 <u>国家外貨管理局及び地方外貨管理局は、銀行を通じた間接監督管理を実施する</u>)
主要な審査書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内直接投資外貨登記業務申請表³ ● 組織機構コード及び営業許可証副本 ● 関連主管部門の設立認可証書 ● 外国投資者がその国内合法所得をもって国内再投資により外商投資企業を新規設立する場合、主管税務部門が発行する税務証明⁴の原本 (但し、規定により提出不要の場合を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● 同左 ● 同左 ● 外国投資者がその国内合法所得をもって国内再投資により外商投資企業を新規設立する場合、主管税務部門が発行する<u>税務証憑の原本</u> (<u>サービス貿易等項目⁵の対外支払い税務備案表</u>、但し、規定により提出不要の場合を除く)

² 匯発[2013]19号の施行時に、“外貨登記”はその名称が“企業基本情報登記”へと変更され、139号通知においても“企業基本情報登記”と表記されている。但し、現在も“外貨登記”と通称されることが多いため、本稿では“外貨登記”の表記としている。

³ 正式には“国内直接投資基本情報登記業務申請表”。

⁴ 「サービス貿易外貨管理法規の公布に関する通知」(匯発[2013]30号)の施行を受け、税務証明が廃止され、5万米ドル相当超の対外送金について、税務証明に代わりサービス貿易等項目の対外支払い税務備案表が要求されている。

⁵ 再投資の原資が利潤、配当(中国語:利潤、股息)等であれば、經常取引(サービス貿易取引)の管理を受ける。

(2) 対中直接投資時の外国投資者の出資確認登記の簡素化

外貨管理規定では、外国投資者が出資金を払込む都度、会計事務所による出資検証(驗資)及び同報告書を外貨管理局に対し提出することが要求されています。匯発[2012]59号の施行により、会計事務所は従来の紙ベースではなく、外貨管理局関連業務システムを通じて情報確認を行うことが可能となり出資検証手続の効率化が図られたものの、現在まで、依然として会計事務所による出資検証手続が要求されています。

しかし、2014年3月1日施行の改正「会社法」、「商務部、外資審査承認管理の改善に関する通知」などの補充通達により、“暫定的に授權登録資本金登記制度を実施しない業種⁶”以外には、企業の登録資本金の払込み状況の審査承認を実施しないとのルールに変更されており、原則、出資検証が不要となっています。しかし、外貨管理部門においては、改正「会社法」の改定項目を反映させた補充通達の公布がなく、出資払込み時においても出資検証報告書を必要とする条項が存続したままであり、改正「会社法」との齟齬が生じていました。

今般、139号通知により払込み資本に対して出資検証報告書の提出が不要と規定され、出資確認登記の手続が簡素化されます。139号通知により、出資確認登記は企業の出資入金登記申請と銀行での国内直接投資貨幣出資入金登記のみで完了します。これにより出資払込み資金の取扱いについては、外貨管理規定においてもようやく改正「会社法」との整合が取れた状態となりました。

但し、外貨資本金の人民元転時に、直近の出資検証報告書の提出を要求している匯綜発[2008]142号等は、いまだに有効な状態であり、外貨資本金の人民元転の手続においては、依然として改正「会社法」と外貨管理規制との齟齬が解消されていないため、引続き、補充通達等の公布が待たれる状態です。

(3) 外貨年度報告の取消及び權益登記への変更

改正「会社法」の施行に伴い、2014年より年度検査制度から年度報告制度に変更されています。この年度報告制度の規定の一つとして、商務部を始めとする5部門の共同年度報告について定めた「2014年外商投資企業年度経営状況聯合申告活動の展開に係る通知」(以下“商資函[2014]175号”と表記)が挙げられます。この商資函[2014]175号の公布機関に国家外貨管理局も含まれていますが、外貨管理に係る年度報告としては「2014年外商投資企業の年度外貨経営状況の申告に関する関連問題の通知」(以下“匯綜発[2014]58号”と表記)も施行されており、実務的には匯綜発[2014]58号により年度報告を実施します。すなわち、実務的には外貨管理局宛の申告を同局 Web サイト上の直接投資外貨管理情報システムで実施する一方で、他の政府機関が共同で実施するオンライン・システム上の集中受付での申告を不要としています。

⁶ 参照資料: トーマツ チャイナ ニュース Vol.136 号(2014年3月)。

今般、139号通知により外貨年度報告(原文:外匯年檢)を取消し、既存權益(中国語:存量權益)登記に変更するとしています。これにより、外貨年度報告よりも更に報告事項が簡素化されると共に、報告期限も2014年の場合には5月12日から8月31日とされていましたが、139号通知により毎年1月1日から9月30日までと、更に期限が延長されることとなります。

但し、2015年の外貨年度報告については、2014年と同様に直接投資外貨管理情報システムによる權益登記のみで良いとされるのか、別途、他の政府機関が共同で実施するオンライン・システム上の集中受付での申告も必要とされるのかは、現時点では不明であり、実務的には2015年の外貨年度報告に係る通知を確認した上で、対応する必要があります。

【為参考:外貨年度報告と權益登記との比較】

	2014年の外貨年度報告	權益登記
主要な提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業基本情報表 ● 2013年末貸借対照表 ● 2013年度損益計算書 ● 2013年度の外商投資企業外国投資者側の出資持分統計表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 前年末の国内直接投資の既存權益額 ● (もしあれば)前年末の海外直接投資の既存權益額
報告システム	外貨資本項目システム	同左
報告期限	2014年の5月12日から8月31日	毎年1月1日から9月30日まで

2. 留意事項

匯発[2012]59号及び匯発[2013]19号は、外貨管理局と銀行において重複する手続を整理し、審査の効率化を進めたものです。一方、139号通知では、外商投資企業を新規設立する際に要求される外貨登記について、国家外貨管理局及び地方外貨管理局は、銀行を通じた間接監督管理の実施を謳っており、一段の規制緩和が規定されています。このように審査手続を銀行に授権する一方で、審査時の要求書類には特段の変化がないなど、これまで通り、実需に応じた厳格な審査が実施される旨に、留意する必要があります。

また今回、外貨登記について、外貨管理局の審査・認可から銀行における審査・登記へと変更されましたが、外商投資企業が海外から資金を調達する際に必要とされる外債登記(開設・変更・抹消)については、依然として外貨管理局の審査・認可が必要とされています。更に、外債資金及び外貨資本金の人民元転資金の用途は原則、経営範囲に限定されるなど、海外からの調達資金に対しては厳格管理が維持されていますので、注意が必要です。

3. 規制緩和に係る今後の動向

匯発[20153]139号では、外貨資本金の人民元転制度については特段の変更が加えられておらず、“「一部地区での外商投資企業の外貨資本金の人民元転管理方式の改革試行の展開に係る関連問題の通知」(匯発[2014]36号)等の関連規定に基づき、引続き、自由元転政策を実施する”と定めるに止まります。従いまして、現時点では上海自由貿易試験区及び天津濱海新区や蘇州園区を含む合計17の経済特区・開発区等においてのみ、外貨資本金の自由元転政策が認められている状況に変化はありません⁷。しかし、2014年12月21日に公布された「上海自由貿易試験区の複製可能な改革試行経験の推進に関する通知」(国発[2014]65号)では、国务院が外貨管理局に対し要求する作業工程表には、2015年6月30日までに外貨資本金の自由元転を推進させるよう求めていますので、今後、当該項目に関する更なる規制緩和が期待されており、その動向も注目されます。

⁷ 参照資料: トーマツ チャイナ ニュース Vol.141号(2014年8月)。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited